

**淀川水系河川整備計画に基づく事業実施に反対し、
従前どおりの淀川水系流域委員会の存続を求める会長声明**

- 1 国土交通省近畿地方整備局（以下、近畿地方整備局という。）は、本年 3月 31日、淀川水系河川整備計画（以下、本件河川整備計画という。）を策定のうえ公表した。

河川整備計画は河川整備の具体的内容を定める基本計画であるが、1997年に河川法が法の目的に「環境」を加えて改正された際、河川整備計画案を作成しようとする場合において必要があると認めるときは、河川に関し学識経験を有する者の意見を聴かなければならないとした（同第 16条の 2第 3項）。また、河川整備計画を定めようとするときは、関係都道府県知事などの意見を聴かなければならない（同条第 5項）とし、地元の意見を反映する手続きを採り入れた。

- 2 淀川水系では、2001年 2月に河川法第 16条の 2第 3項に基づき淀川水系流域委員会が設置された。同委員には公募委員や「地域の特性に詳しい委員」も含まれ、徹底した情報公開のもと、広く委員会外部からも意見を求めながら、延べ 500回以上もの委員会、部会が開催された。

そして、淀川水系では、直轄 5ダム（大戸川、天ヶ瀬再開発、丹生、川上、余野川）の建設が問題となっていたところ、同委員会は、2003年 1月に「ダムは原則として建設しない。」との提言をしていた。しかしながら、2008年 6月に近畿地方整備局が発表した河川整備計画（案）には大戸川ダムが明記され、同ダムの建設計画が盛り込まれた。

これに対し、淀川水系流域委員会は、2008年 10月、天ヶ瀬ダム再開発、大戸川ダム、川上ダム、丹生ダムに対し具体的な問題点を指摘したうえで、整備計画への位置づけに反対もしくは見直すべきとの意見を述べた。

また、滋賀、京都、大阪、三重の四府県知事も、淀川水系流域委員会の意見を参考にしつつ、大戸川ダムについては「河川整備計画に位置付ける必要はない」などとして反対を表明するとともに、その他のダムについても具体的な問題点を指摘して、見直しを求めた。

- 3 ところが、本年 3月に公表された本件河川整備計画では「現在事業中の洪水調節施設（川上ダム、天ヶ瀬ダム再開発、大戸川ダム）を順次整備する。（図 略）」なお、大戸川ダムについては、利水の撤退等に伴い、洪水調節目的専用の流水型ダムとするが、ダム本体工事については、（略）実施時期を検討する」、「余野川ダム等洪水調節施設の整備については、（略）実施時期を検討する」、「現在事業中の丹生ダムについて、ダム形式の最適案を総合的に評価して確定するための調査、検討を行う」と明記され、淀川水系流域委員会が反対や見直しの意見を述べた 4ダムの事業実施のみならず、基本計画が廃止されたはずの余野川ダムまでもの事業実施が前提とされた。

しかし、淀川水系流域委員会が多数回にわたる徹底した審議を尽くすとともに、具体的な理由を付したうえで直轄 5ダムについて反対や見直しを求める意見を表明し、関係

府県の四府県知事もほぼ同じ観点から、大戸川ダム建設に反対するとともに、他のダムについてもその問題点を指摘している以上、あえてこれらに反する内容の河川整備計画を定めるのであれば、十全な説明責任が果たされなければならない。しかるに、本件河川整備計画の策定にあたって、淀川水系流域委員会が指摘した具体的な問題点について、十分納得しうる反論、説明はなされておらず、河川法第 16条の 2第 3項、5項の趣旨を没却するものというべきである。

- 4 ところで、淀川水系流域委員会委員の任期が本年 8月に満了するところ、近畿地方整備局は、本年 6月 30日、従前の委員選定方法の例に依らず、7月から行う関係自治体等へのアンケートの結果を踏まえ、選定方法を定めることを表明したため、8月以降は事実上の停止状態となる。これは、同委員会規約第 2条 1項 5号で「河川法に基づき河川整備計画が策定された後は『行政機関の行う政策の評価に関する法律』、『国土交通省所管公共事業の再評価実施要領』、『国土交通省所管公共事業の事後評価実施要領』に基づき、河川事業・ダム事業にかかる再評価及び事後評価についての審議を行い、意見を述べる。」ことを同委員会の目的としているところ、これを全うできない事態を生じさせるものである。

また、同委員会は、委員選定方法でも、「河川工学などの専門家のみならず、地域での体験の中で培われた知識を有する者を委員として加え」るなど、多くの意見をもとに議論したことが高く評価されていたものであるが(同委員会レビュー委員会の平成 19年 4月 6日付けまとめ)、流域自治体へのアンケートを介在させることによって委員の構成、ひいては同委員会の性格を大きく変質させてしまうことが危惧される。

- 5 以上のとおり、本件河川整備計画に基づく直轄 5ダムの事業実施は、学識経験者および関係府県知事の意見を無視し、河川法の法意を没却するものであるから、これに反対し、河川管理者に対し、本件河川整備計画のうち上記ダムの事業実施を前提とする部分の変更などのしかるべき措置を執るよう求める。

また、淀川水系流域委員会の活動に空白期間を生じさせないため、そして、その活動を高く評価されてきた同委員会の性格を大きく変質させないためにも、従前の基本的な枠組みにそってすみやかに委員を選定し、活動を存続させることを求めるものである。

以上

2009(平成21)年8月26日

大阪弁護士会
会長 畑 守 人